

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日まで
② 昭和 38 年 10 月ごろから 40 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務した。ところが、年金記録では、申立期間①の被保険者期間が昭和 39 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日まで、申立期間②の被保険者期間が 40 年 2 月 1 日から 42 年 5 月 9 日までとされ、実際に勤務した期間と異なっているため被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 8 月 1 日にA社C工場（当時）に採用されたと主張しているが、当該事業所において 39 年 8 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に喪失している元同僚は、「申立人は従業員送迎車の運転手だったので覚えている。入社したのは同じごろだったと思う。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 10 月ごろからB社（当時）で勤務したと主張しているが、当該事業所において 40 年 1 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元同僚が、「申立人は自分より少し後に入社した。」と証言しており、申立人の記憶でも、前出の元同僚よりも自分の方が後から入社したと思うとしている。

また、A社及びB社の後継事業所であるD社のいずれもが申立人に関する資料はないと回答しており、申立期間①及び②のいずれについても、申立人が申立期間において当該会社に勤務していたことを確認できる関連資料は見当たらない上、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。